

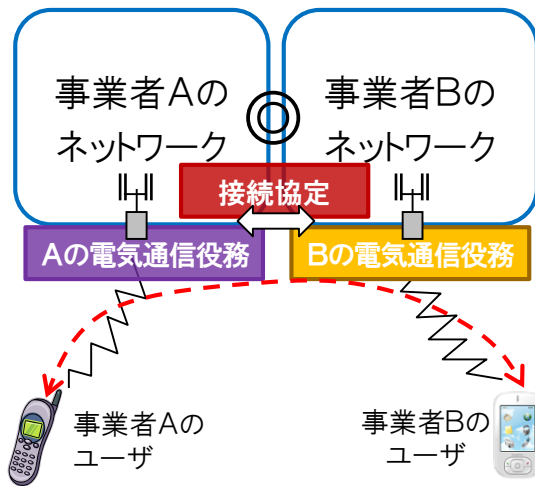
# ローカル5Gにおける公正競争に関する論点について

---

2019年9月11日  
総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部

# 他事業者のネットワークを相互利用する場合の主な方式

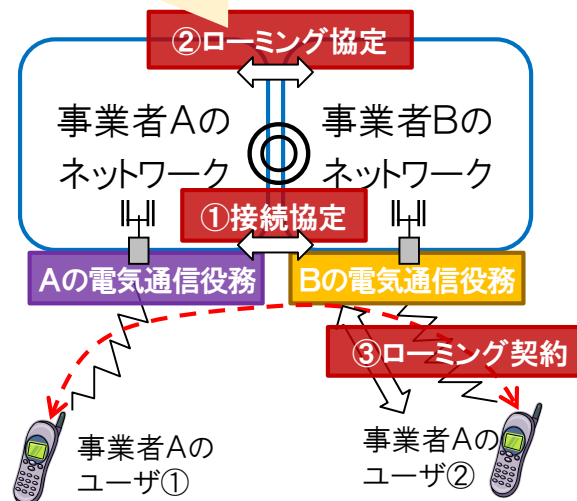
## 接続方式



- 接続協定を締結することにより、事業者Aと事業者Bのユーザ同士の通信が可能。
- 事業者の役務区間は接続点によって分界され、それぞれのネットワークの使用料(接続料)を事業者間で相互に支払う。

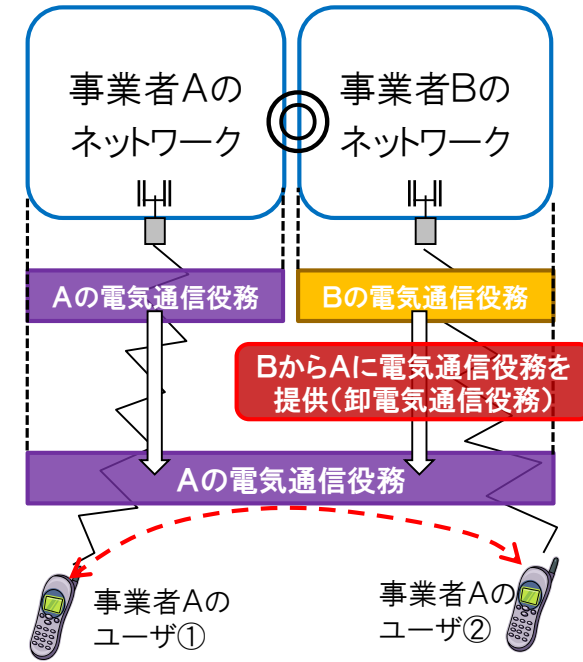
## 接続+ローミング協定(ローミング契約)方式

Bのネットワークで、Aのユーザも発着信できるようにする協定(BからAに対し、ユーザ②に係る通話料債権を譲渡(AはBに手数料を支払))



- 事業者A・B間で、接続協定に加えて、ローミング協定を締結(電気通信事業法上の位置付けのない民・民の協定)。
- 当該協定に基づき、事業者Bとローミング契約を締結した事業者Aのユーザ(②)は、事業者Bのユーザとして、事業者Bのネットワークを通じた発着信サービスを利用可能。

## 卸電気通信役務方式



- 事業者Aが、事業者Bのネットワークに係る電気通信役務の提供を受けて、自網に係る電気通信役務と一体として、自らが利用者(②)に対してサービスを提供する形態。
- この場合、事業者Bとユーザ②の間は契約関係にない。

# ローカル5Gにおける事業者間連携によるネットワーク利用形態(想定)

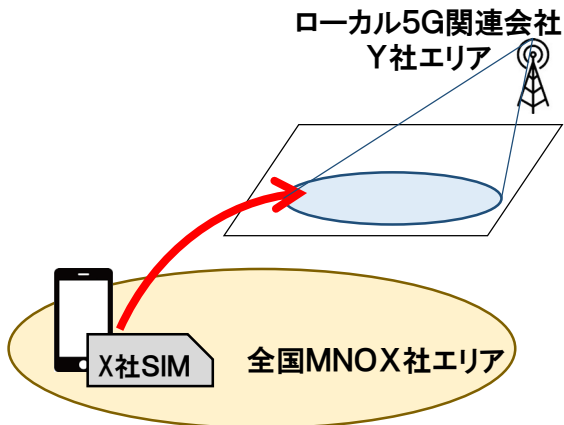
ローカル5Gにおける利便性向上の観点からは、全国MNOとそのローカル5G関連会社との連携によるネットワーク利用形態として、主に、

- ① 全国MNOの端末をローカル5Gエリアにおいて利用可能とする形態
- ② ローカル5Gの端末を全国MNOエリアにおいて利用可能とする形態
- ③ ローカル5Gサービスを実現するために全国MNOのネットワークを利用する形態

の3つの形態が想定され、これを**実現するための方式として卸役務提供、ローミング等の利用が考えられる。**

## ネットワーク利用形態①

全国MNOであるX社の端末を、そのローカル5G関連会社であるY社のエリアでも利用可能とする場合



連携方式

役務提供主体

Y→Xの卸提供

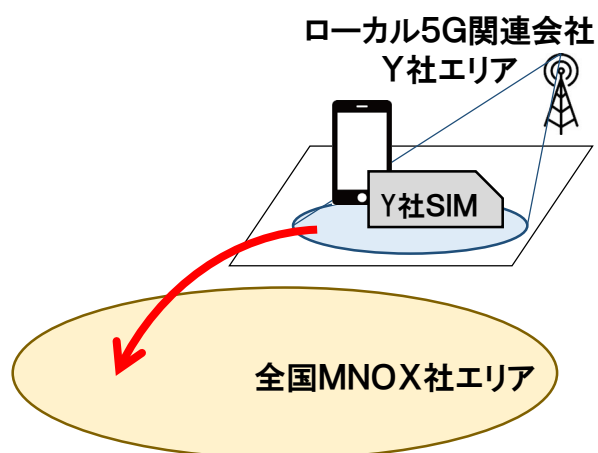
X (全国MNO)

ローミングイン

Y (ローカル5G事業者)

## ネットワーク利用形態②

ローカル5G関連会社であるY社の端末を、その全国MNOであるX社のエリアでも利用可能とする場合



連携方式

役務提供主体

X→Yの卸提供

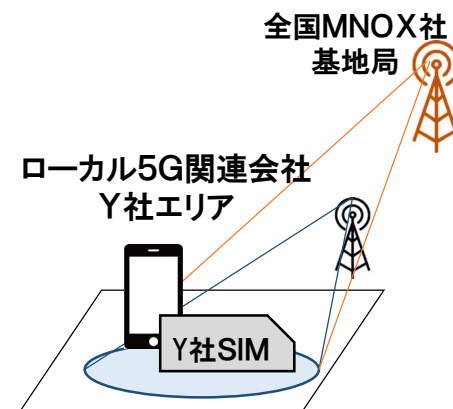
Y (ローカル5G事業者)

ローミングアウト

X (全国MNO)

## ネットワーク利用形態③

ローカル5G関連会社であるY社のサービスを実現するために全国MNOであるX社のネットワークを利用する場合



連携方式

役務提供主体

X→Yの卸提供

Y (ローカル5G事業者)

X・Y間相互接続

X及びY

※ 全国MNOであるX社のエリアとローカル5G関連会社Y社のエリアは重複しうる。

# 事業者一般に対する接続ルール等

- **電気通信回線設備※を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者から電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、以下の拒否事由に当たる場合を除き、これに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)**

※・・・送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備。

拒否事由	① 役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
	② 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
	③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
	④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

- **全ての電気通信事業者は、以下の紛争処理の仕組みを活用することができる。**

## あっせん・仲裁

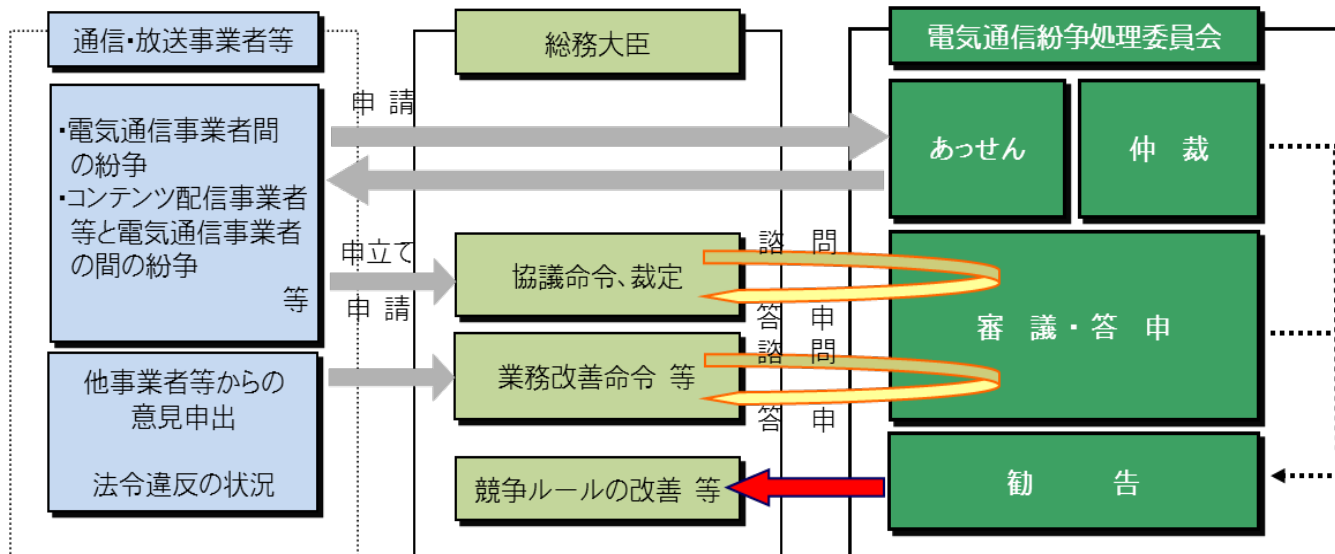
- 協定締結の協議が不調の場合に、一定要件のもと、申請により、電気通信紛争処理委員会が「あっせん」又は「仲裁」を実施。(あっせんは協議拒否の場合も可能)

## 接続協議命令

- 協定締結の協議が拒否され又は協議が不調の場合に、申立てにより、一定要件のもと総務大臣が協議の開始又は再開を命令。

## 裁定

- 協議不調の場合に、申請を受けて、総務大臣が裁定を行い、それにより協議が調ったものとみなす。 等

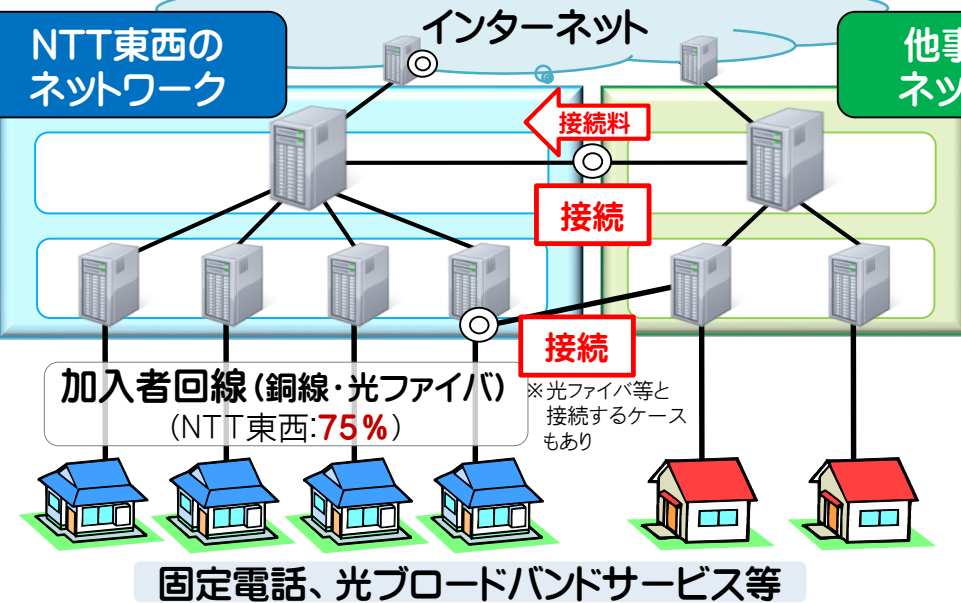


- ※ 裁定の規定は卸役務提供や設備共用についても適用
- ※ 卸役務提供や設備共用に関し接続協議命令に相当する規定もあり

# 指定電気通信設備制度

- 固定通信では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、**主要なネットワークを保有する特定の事業者**に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

## 固定系(第一種指定電気通信設備制度)



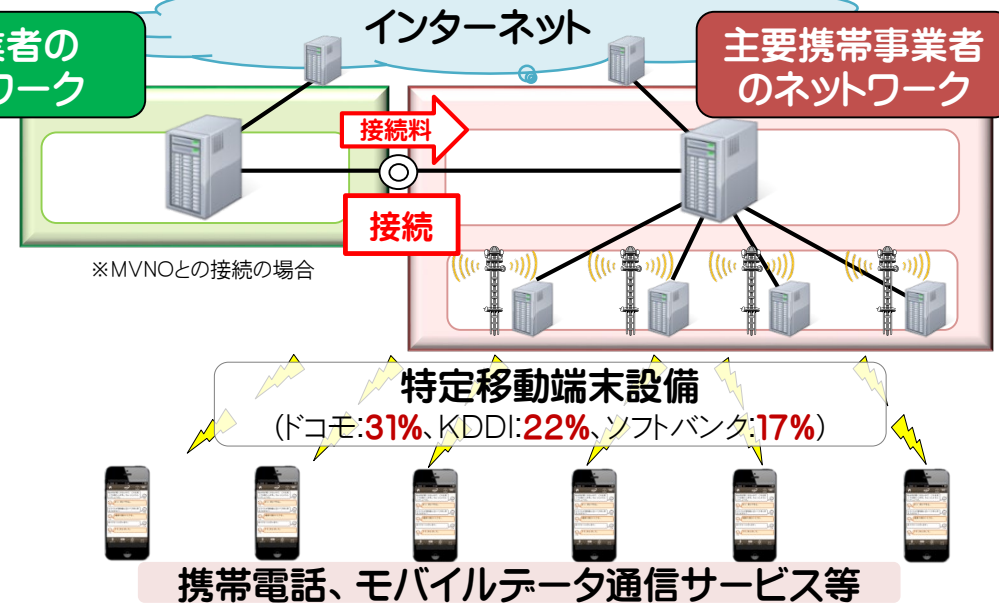
### 指定要件

都道府県ごとに**50%超**の加入者回線シェア  
⇒ **NTT東日本、NTT西日本**

### 接続関連規制

**接続約款(接続料・接続条件)の認可制**  
接続会計の整理義務  
網機能提供計画の届出・公表義務

## 移動系(第二種指定電気通信設備制度)



### 指定要件

業務区域ごとに**10%超**の端末シェア  
⇒ **NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク**

### 接続関連規制

**接続約款(接続料・接続条件)\*の届出制**  
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

# 指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する卸電気通信役務の規律

■ 第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供について、事後届出の義務を課すとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表。

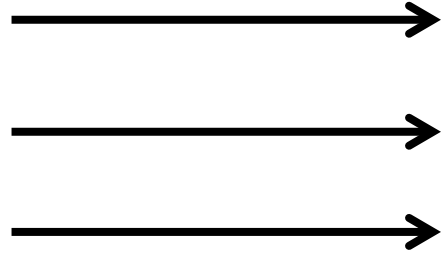
【全国MNOの例】

卸電気通信役務を提供

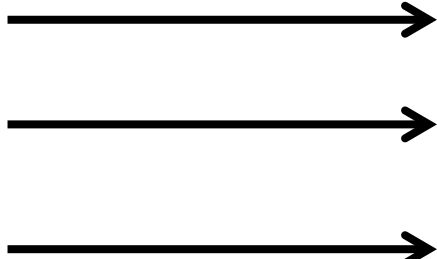
卸役務を受ける電気通信事業者

卸役務を受けた各社がサービスを提供

全国MNO



MVNO  
BWA事業者  
他分野企業



利用者

事後届出の義務

対象事業者

届出内容

- ・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（一種指定事業者）※
  - ※ 固定通信市場で回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西
- ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（二種指定事業者）※
  - ※ 移動通信市場で端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

公正競争への影響が大きい事業者※への卸電気通信役務の料金や提供条件等

- ※ 卸元事業者の特定関係法人(5万回線以上の卸先)、50万回線以上の卸先等(省令で規定)。

総務大臣による整理・公表





■ シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないように、**不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止している。**

<対象事業者>

【固定通信市場】一種指定事業者：NTT東西

【移動通信市場】二種指定事業者のうち、収益シェア等を勘案して\*指定されたもの：NTTドコモ

\* 収益シェアが25%を超える場合にその推移その他の事情を勘案

## 禁止される行為

### 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西

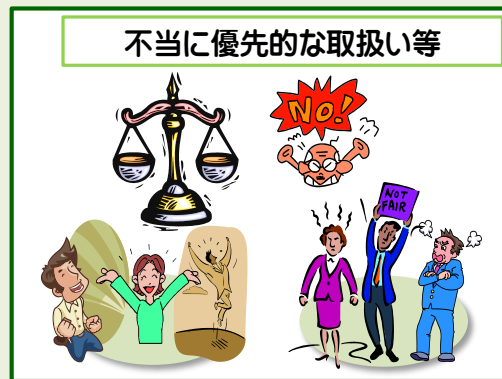
【移動通信市場】:NTTドコモ

### 特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】

特定の事業者\*のみと連携し、排他的な取引をすること

\* 移動通信市場においてはグループ内の事業者(子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定する者)



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西

【移動通信市場】:NTTドコモ

### 製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西

【移動通信市場】:なし

# 電気通信事業者に対する業務改善命令の対象となりうる主な行為類型

## 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき（第29条第1項第2号）

- (例) ● 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること

## 提供条件が、電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不当であるため、利用者の利益を阻害しているとき（第29条第1項第5号）

- (例) ● 自己の提供するサービスの提供条件(利用停止、契約解除、延滞利息等)について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約

## 提供条件が電気通信設備の使用の様態を不当に制限するものであるとき（第29条第1項第7項）

- (例) ● 電話等を提供する電気通信事業者が、電話役務を提供する契約において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合(公専公接続)には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限すること

## 電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき（第29条第1項第10号）

- (例) ● 自己の関係事業者等に対する料金に比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定の電気通信事業者を不利に取り扱うことにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき

## 適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき（第29条第1項第12号）

- (例) ● 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行い、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあるとき



# NTTの移動体分離(NTTドコモ分離)の経緯

## 日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方(平成2年3月2日 電気通信審議会答申)

### 3 講ずるべき措置、方策等の在り方

#### (1) 講ずるべき措置、方策

③ 移動体通信業務をNTTから分離した上で、完全民営化する。

#### (3) 新しい市場におけるNTTの姿

##### エ 移動体通信市場における新NTT

(ア) 移動体通信業務が市内通信網と分離されることによって、移動体通信分野において公正有効競争が行われ得る市場構造が実現される。その結果、本市場での競争の一層の促進と市場の活性化が期待できる。

(イ) 移動体通信会社は、現在の移動体系新事業者と市場構造の上で同等の条件下で事業を行うこととなることから、長距離通信会社と同じく、特殊会社としての規制を受けず、他の移動体系新事業者と同様に、より自由な事業経営をなし得る純粋の民間会社となる。

(ウ) (略)

(エ) 移動体通信会社は、現在NTTが行っている自動車電話(携帯電話を含む。)業務、船舶電話業務、無線呼出業務を統合的に承継することとなる。この分野の将来の成長性に着目して、移動体通信会社においては、NTT本体の合理化にも資する方向で経営が行われるよう考慮されることが望ましい。

## 日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置(平成2年3月30日 政府措置)

### 2 公正有効競争の促進

#### (8) 移動体通信業務

移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務を一両年内を目途にNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する。

(注)「移動体通信業務」とは、自動車電話業務、船舶電話業務及び無線呼出業務を言う。

## 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について(平成4年4月28日 郵政省発表)

### 2 公正有効競争条件の整備

#### (1) 新会社のネットワーク

#### (2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発結果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

#### (3) NTTとの人的関係

#### (4) 出資比率の低下

#### (5) 資材調達

平成4年7月1日 日本電信電話(株)より移動通信事業(携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公衆電話)の営業譲受

# ローカル5Gにおける公正競争に関するヒアリングの論点

## 現状と課題

- 全国MNOとローカル5Gの提供主体間の連携については、利用者利便の向上等によるローカル5Gの普及促進等の意義が認められる一方、ローカル5Gならではのサービスを実現する観点からは、一定の制約を課すべきとの考え方も成り立つ。
- この点について、情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告書(令和元年6月18日)においては、全国MNOのサービス補完を目的とするローカル5G帯域の利用は制度趣旨に反するとして、全国MNOに対してローカル5G帯域の免許付与をすべきでない等が提言されているほか、複数事業者より、NTT東西のローカル5G参入に伴う公正競争上の影響を懸念する意見が表明されているところである。
- 以上を踏まえ、今後のローカル5Gに関する制度整備を見据え、ローカル5Gの普及促進の観点も考慮しつつ、具体的な事業者間連携の形態を踏まえた公正競争の確保に求められるルールを整理する必要がある。

## ヒアリングにおける論点

- ① ローカル5Gに係る事業者間連携について、サービス普及と公正競争の適切なバランスを確保する観点から、どのような基本的考えに立つべきか。将来におけるローカル5Gの多様なサービス展開を見据え、特に留意すべき点はあるか。
- ② サービス普及の観点から、全国キャリアによるローカル5G帯域免許の取得が認められないとの方針がすでに示されているが、これに加え、事業者間連携の形態によっては、実質的に全国サービスの補完としてローカル5Gを提供すると見なされる場合も想定され、移動通信市場(全国)及びローカル5G市場双方における公正競争に影響を与える可能性も考えられることから、公正競争の観点から、電気通信事業法との関係について整理する必要があるのではないか。
- ③ 具体的には、ローカル5Gの提供主体が、自社の関連会社等が提供する端末に対してのみローミング接続を許容する等、ローカル5Gの提供に係る事業者間連携において不当な差別的取扱いが行われることは、電気通信事業法上問題となる可能性があるのではないか。
- ④ NTTグループ会社(NTTドコモを除く。)については、ローカル5Gの免許主体となること自体は可能であるものの、民営化後の構造分離をはじめとする累次の公正競争上の措置により、業務範囲等に係る規律が課されていることを踏まえれば、サービス提供の形態に一定の制約があるのではないか。具体的には、NTT東西によるグループ内の排他的連携によるサービス提供や実質的な移動通信サービスの提供は認められないのではないか。